

研修認証の研修と科目の考え方

■申請科目について

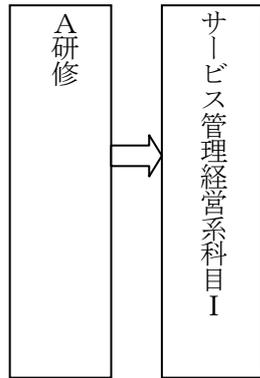
- ◇ 研修基準細則第1条において、研修認証は、別表1に定める科目ごとに行うとしています。これは、機構が定める、「ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ」「権利擁護・法学系科目Ⅰ」「サービス管理・経営系科目Ⅰ」「虐待への対応（児童）」という科目を指します。
- ◇ 各研修プロバイダーは、「〇〇研修」「△△論」など、それぞれが研修の位置づけ・内容に応じた名称をつけていると思いますが、下記の説明では、A研修、B研修、C研修、D研修とします。

■科目単位のイメージ

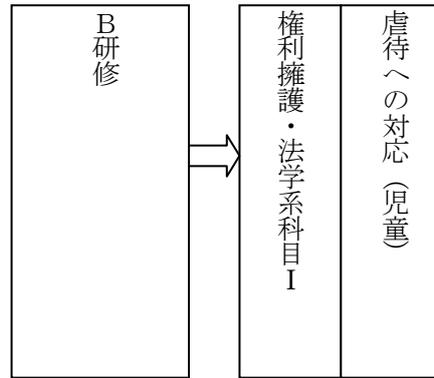
- ◇ 研修認証は、「各科目」を単位として認証しますので、例えば、A研修を「サービス管理・経営系科目Ⅰ」として1対1対応で認証申請をするのが基本のパターンです。（認証例①）。
なお、認証基準は最低基準を示していますので、認証される研修が対象となる「科目」の基準より内容及び時間において上回っている場合は「同等以上」という判断となります。基準で1単位となっている科目については、30時間、40時間の研修であっても認証されるのは1単位となります。
- ◇ 研修の中には、内容も時間数もボリュームの大きなものがあります。そのような研修の場合、機構の科目を複数認証申請することが可能な場合があります。例えば、B研修を権利擁護・法学系科目Ⅰ」と「虐待への対応（児童）」として申請する場合です。（認証例②）、
この場合、科目群をまたがって申請しても構いません。ただし、この場合、それぞれの科目に申請するプログラム内容を重複して使用することはできないということに注意が必要です。（次ページ参照）
- ◇ 複数の研修を組み合わせると1つの科目として認証申請することも可能です。例えば、C研修とB研修とを合わせて「スクールソーシャルワーク（児童）」として申請するばあいです。（認証例③）
なお、認証された複数の研修のうち一部の研修のみ履修修了しても、単位付与はできません。この例の場合、C研修だけあるいはB研修だけを修了しても「スクールソーシャルワーク（児童）」の単位とはなりません。

区分	科目名	認証例
共通 専門	ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ	①科目「サービス管理・経営系科目Ⅰ」を対象にA研修を認証する。 (A研修修了は科目「サービス管理・経営系科目Ⅰ」履修とみなす)
	権利擁護・法学系科目Ⅰ	
	サービス管理・経営系科目Ⅰ	
児童・家庭 分野 専門	虐待への対応（児童）	②科目「権利擁護・法学系科目Ⅰ」と「虐待への対応（児童）」を対象にB研修を認証する。 (B研修修了は科目「権利擁護・法学系科目Ⅰ」と「虐待への対応（児童）」履修とみなす) ③科目「スクールソーシャルワーク」を対象にC研修とD研修の組み合わせで認証する。 (C研修修了とD研修修了とで「スクールソーシャルワーク（児童）」履修とみなす。)
	後見制度の活用（未成年）	
	スクールソーシャルワーク（児童）	

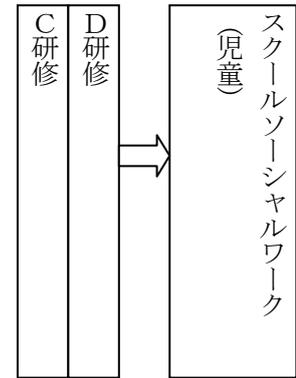
認証例①
第1条第1項



認証例②
第1条第2項



認証例③
第1条第3項



第1条第2項ただし書き

①と②は同時に認証申請できますが、③は①、②とプログラムが重なっているため①と③、②と③は同時に認証申請できません。

